

2025 年 9 月 3 日

## 税務速報：早期還付制度に関する規定改正の要点



インドネシア税務総局（DJP）は、2025 年 5 月に施行された早期還付制度に関する規定を、2025 年 8 月 13 日付で改正した。改正の根拠は 税務総局規則 PER-16/PJ/2025 であり、従前の PER-6/PJ/2025 に対して大幅な補足・修正が加えられている。適用開始からわずか 3 か月未満での改正であるが、制度運用上の明確化を図る必要があったとされる。本改正により、納税者の還付請求に際して認められる仕入税額控除（Pajak Masukan）の範囲、検証手続、及び特定納税者の扱いが細分化された。

以下に、経営層が把握すべき主要な変更点を整理する。

### 仕入税額控除として認められる証憑の明確化

還付請求に際し控除可能とされる仕入税額は、以下の証憑に限定されることとなった。

- **付加価値税請求書（Faktur Pajak）**：DJP システムにアップロードされ、承認を受け、かつ課税事業者の月次申告において報告されたもの。
- **請求書に準ずる特定書類**：法令に基づき作成され、DJP システムにおいて検証済みであり、申告書に報告されたもの。
- **輸入通関申告書（Pabean Impor）**：DJP と電子的にデータ交換済みであること。
- **輸入通関申告書（納税者アップロード）**：納税者自身がアップロードし、国庫収入取引番号（NTPN）を付したもの。
- **輸入郵便小包に係る納付決定通知書（SPPBMCP）**：NTPN 記載、関税総局（DJBC）システム登録、DJP との電子交換済み、かつ郵便事業者を通じて支払済みであるもの。

### 自己納付による仕入税額控除の整理

従来、輸入に関する仕入税額も「自己納付」に含まれていたが、今回の改正により、自己納付の範囲は付加価値税（PPN）の納付書（SSP）または同等の納付手段に限定された。輸入小包関連は上記の証憑要件に移された。

### 仕入税額控除の厳格な検証

要件を満たさない仕入税額は、いかなる場合においても還付の対象として認められない。すなわち、新たに定められた証憑の提示と、過剰納税額の早期還付手続を定める既存の財務省規則（PMK-39/2018）の要件を充足することが不可欠である。

# フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

---

## SPC および KIK に関する新規規定と検証要件

特定目的会社（SPC）および集合投資契約（KIK）が低リスク課税事業者と認定される場合、控除可能な仕入税額に係る証憑は、新たに定められた一般的な証憑リストに準拠することとされた。これには、付加価値税請求書（Faktur Pajak）や NTPN を伴う輸入関連書類が含まれる。

さらに、SPC または KIK が提出する証憑が、主要な証憑リストあるいは SPC/KIK に固有の追加要件のいずれかを満たさない場合、当該仕入税額は控除対象とならず、早期還付の計算に算入することはできない。

## 個人所得税の早期還付に関する新規規定

**特定個人納税者**による年次所得税申告書に基づく早期還付の申請について、調査の結果、実際には還付超過額が存在しないと判断される場合、当該申請は処理されない。すなわち、還付請求は不認容とされ、その後の還付決定手続に進まない。

## 総括

- **施行日**：2025 年 8 月 13 日より適用。
- **対象範囲**：一定の法人・個人納税者、低リスク課税事業者、SPC および KIK。
- **改正趣旨**：証憑要件の厳格化、還付審査手続の精緻化、SPC/KIK への明確な適用、個人納税者の申告誤りに対する新規排除規定。
- **経営上の影響**：早期還付の実務において、証憑管理と申告精度が従来以上に重要となり、還付請求の可否が明確に線引きされることとなった。

# フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

---

## お問い合わせ先

### フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F

(本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mail: [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

(インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。